

平成30年5月25日
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

”大雨の備え” 通行規制装置(遮断機)の操作訓練を実施します

九州地方整備局 鹿児島国道事務所では、大雨による災害の危険から人命を守るため、管内の国道10号及び国道225号の2箇所にて「異常気象時通行規制区間」を設けています。

今回、異常気象時に備え、**国道10号「りゅうがみず竜ヶ水あいらししげとみ規制区間」の始良市重富に設置している遮断機の操作訓練を下記のとおり実施します**ので、お知らせいたします。

(当区間では、連続雨量が200mmに達した場合、遮断機を降下して、通行規制を行います。)

記

- (1) 日時 平成30年5月30日(水) 9:30~11:00
- (2) 場所 国道10号(規制区間名:竜ヶ水)
鹿児島県始良市脇元地先(別紙1参照)
- (3) 参加者 鹿児島国道事務所職員約20名
- (4) 内容 遮断機の操作訓練
- (5) その他 訓練中実際に遮断機を降下して訓練するため、3分程度通行止めを行います。大雨等の場合は中止する場合があります。あらかじめご了承ください。取材を希望される方は、事前に下記までお問い合わせください。

※『異常気象時通行規制区間』とは、大雨や台風による土砂崩れや落石等のおそれのある箇所にて道路を利用する方々の安全を確保するために、予め設定している規制実施基準に基づき道路管理を行を規制する区間のことです。

参考

鹿児島国道事務所管内異常気象時通行規制区間一覧(別紙2参照)

	路線	規制区間名	規制区間	区間延長
今回実施	10号	竜ヶ水	鹿児島県始良市重富～鹿児島市吉野町磯	11.3km
	225号	川辺	鹿児島市平川町長谷迫～鹿児島市下福元影原	3.8km

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

電話 (099) 216-3111(代表)

技術副所長

管理第一課長(内線431)

遮断機操作訓練箇所



【詳細図】



【駐車スペース等】



鹿児島国道事務所の規制区間

